

平成27年1月から高額療養費の自己負担限度額が変わります

組合員や被扶養者の方が大きなケガや病気で医療機関等を受診し自己負担額が高額となってしまった場合に負担を軽減する制度として、所得に応じた自己負担限度額を超えた金額を給付する高額療養費制度があります。

この高額療養費制度について、**平成27年1月診療分から**所得区分・自己負担限度額の計算方法等が以下のとおり変更となりますのでお知らせします。

《変更内容》

◎平成27年1月診療分から

所得区分	適用区分	自己負担限度額の計算方法
給料月額664,000円（特別職830,000円）以上	ア	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%
給料月額424,000円（特別職530,000円）以上664,000円（特別職830,000円）未満	イ	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%
給料月額224,000円（特別職280,000円）以上424,000円（特別職530,000円）未満	ウ	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
給料月額224,000円（特別職280,000円）未満	エ	57,600円
低所得者 (市町村民税非課税等)	オ	35,400円

○平成26年12月診療分まで(現行)

所得区分	適用区分	自己負担限度額の計算方法
給料月額424,000円（特別職530,000円）以上	A	150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1%
給料月額424,000円（特別職530,000円）未満	B	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
低所得者 (市町村民税非課税等)	C	35,400円